

(意見書案第 19 号)

学校給食費の無償化を求める意見書

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的である学校における食育の推進が規定されたところである。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし、給食費無償化は、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき課題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

釧路市議会では、令和6年第3回6月定例会で、国に対して学校給食無償化の早期実現を求める意見書を提出しているが、国としての具体的な動きが見えておらず、こうした状況下において給食費無償化を実現するためには、道による支援策が必要である。

よって、道においては、国が公費負担を実施するまでの間、道内全ての学校給食費の無償化に取り組める制度設計を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

釧路市議会

北海道知事 宛